

平成20年度事業計画（案）

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月31日

事業活動基本方針

法人会の「基本的指針」に則り社会的地位の一層の向上を期して組織の拡大強化と各種の事業活動を通じて内容の充実を図り、もって会員各社の健全な経営と繁栄に寄与する。

健全な自主納税者団体として一般市民をも対象として「納税意識の向上・自己研鑽する機会の提供」や「地域社会への貢献」「税制の建設的提言」などを積極的に展開する。

平成20年11月1日をもって、富士市と富士川町の合併が実現し、その結果、法人会も平成21年4月1日の合併に向けて清水法人会との連携作業を行う。

また、公益法人制度改革における「公益認定法人」を目指し「税」に軸足を置き、県連の指導のもとに、必要な準備作業を継続いたします。そのため「地域社会への貢献」等の活動を積極的に推進する。

1. 組織を強化し効果のある事業を推進する。
 - (1) 会員加入推奨を推進し事業活動の活性化を図る。
 - (2) 地区協議会・支部活動の充実を図る。
 - (3) 女性部会、青年部会の活動の充実を図る。
2. 研修活動の充実
 - (1) 研修参加人員の増加を図る。
 - (2) 税法・税務関係研修会の開催。
 - (3) 消費税期限内納付の推進
3. 地域社会貢献活動の推進
4. 税制改正への対応
5. 広報活動の充実
6. 福利厚生制度の推進
7. 国税当局との連帯強化
8. 事務局の充実・強化

事業計画

1. 組織の強化

- (1) 「会員増強」：会員増強運動の推進においては、各支部の会員数を前年度＋ α とすることを目標とする。そのためには、20年度と同様に組織委員会の中に3地区協議会長、支部長にも加わっていただくとともに、青年部会、女性部会も参画した形で会議を開催する。情報の共有化により、9月から12月の4ヶ月間を会員増強月間として運動を展開する。
 - ・ 基本的には本会役員・支部役員は一人一社の新会員加入を推進する。
- (2) 「支部活動の充実」：支部組織にとっては、会員や地域に密着した活動を展開することが公益法人制度に対応するためにも不可欠であり、よりきめ細かな活動を従来以上に展開する必要がある。そのため支部役員会に青年部会、女性部会会員も取り込んだ形で諸行事を推進する。
- (3) 「女性部会、青年部会活動の充実」：「情報交換会」等の諸行事では異業種交流による会員相互の意思疎通を図る場として従来以上に活用する。

2. 研修活動の充実

- (1) 「研修参加人員の増加」：会員や地域のニーズに応じて研修内容の充実を図るとともに支部や部会段階での開催を積極化させ、研修参加人員の増加を図る。
- (2) 「税法・税務関係研修会の開催」：税法・税務研修会は、法人会にとって“公益性”を高めるための基本的研修会であり、国税当局の支援を得て「税法・税務研修会」を積極的に開催します。特に、小学生を対象とした「租税教育」には重点的に対応するため昨年と同様「親子税金教室」と「感動映画の集い」を合わせて開催する。
- (3) 「消費税期限内納付の推進」：消費税の滞納を防止するため、資料封筒等へのステッカーの貼付やチラシの配布などで消費税期限内納付の推進に努める。

3. 「地域社会貢献活動の推進」

“公益性を高める”との観点から、より広く、より多くの参加者を集めるべく、親会、青年部会、女性部会が一体となって「チャリティコンサート」や「親子税金教室」を盛大に開催し、「税」の啓蒙活動に結びつく行事を実施する。

4. 「税制改正への対応」

本年度も“今後の望ましい税制のあり方”と“抜本的税制改革”を基本テーマに設定

し、国税、地方税についてより踏み込んだ検討を行い、税のオピニオンリーダーとして、より建設的な提言を行う。

5. 「広報活動の充実」

会報やチラシ、小冊子の配布などを通じ、広く一般市民の「税の啓発」に役立つ広報活動を展開する。また法人会入会のメリットを強調し「地域金融機関との連携融資と経営相談窓口紹介制度」に加え、新たに導入された「中小向け貸倒保障制度」等についても積極的に PR するとともに、協力受託保険会社三社の商品内容についても会報、チラシ等を活用し、広く PR する。

昨年は富士市、富士宮市に設置している(社)岳南法人会の看板を新デザインに更新した。今年は芝川町役場に設置の看板を更新する。

6. 「福利厚生制度の推進」

福利厚生事業を取り巻く環境は厳しい状況下にあります但協業受託保険会社三社との連携を強化し、厚生委員会開催に工夫を凝らし、また紹介制度などで保険料収入の増加に努める。また三社の協力を得て、徹底した会員確認手続きを通じて会員の増強にも繋げていく。

7. 「e-Tax の普及に協力」

現在、国税当局が推進する「e-Tax」をはじめとする「税」の電子申告・納税システムの推進について、本会役員、支部役員は100%の利用を目標とし、未利用会員へのPRと利用推進に総務委員会、税制委員会を窓口として協力する。

8. 「事務局の強化」

“公益法人制度改革”に備え、一昨年度から改訂された各種規定のほかにも見直しを行うとともに、県連の指導のもと「定款」の改定準備にも着手する。